道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更した。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において,一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

新潟市長 篠田 昭

道路の種 類	路線名	区間	変 更 前後別	敷 地	Ø
				幅員(m)	延長(m)
一般	1 1 3 号	新潟市東区河渡新町一丁目丁 56番 12 地先から	前	12.1 ~ 14.6	138.3
		新潟市東区河渡新町一丁目丁 234 番 26 地先まで	後	12.1 ~ 14.6	138.3
一般国道	3 4 5 号	新潟市東区河渡新町一丁目丁 56番 12 地先から	前	12.1 ~ 14.6	138.3
		新潟市東区河渡新町一丁目丁 234 番 26 地先まで	後	12.1 ~ 14.6	138.3